

資金分配団体選定保留事業の採択について

2019年10月
（一財）日本民間公益活動連携機構

1. 第15回理事会にて採択を保留とされた7事業の取り扱いについて

- (1) 限られた予算の中で多様な団体を選定する目的を踏まえ、同一団体複数申請の場合そのいずれかが採択される場合（最大2事業まで）は他の団体が申請する事業からの採択を優先するものとする。
- (2) 審査会議において事業区分（草の根活動支援、災害支援、新規企画支援、ソーシャルビジネス形成支援）の不適合と判断された事業については、事業区分自体を変更することで大幅な計画変更が生じることとなるため今回不選定とする。

上記整理によって、以下3事業が残るが、審査会議において事業計画を見直すべき事項等として指摘された点について、申請団体に対してヒアリングを実施して事実確認を行い、その結果を踏まえて再度理事会に諮り資金分配団体内定の決定としたい。

<ヒアリング対象3団体> ※日付はヒアリング実施日

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 大阪府地域支援人権金融公社（近畿ブロック） | : 10月3日 |
| ② 穴吹キヌエ忠嗣教育基金（四国ブロック） | : 10月4日 |
| ③ 全国食支援活動協力会（新規企画支援） | : 10月7日 |

2. ヒアリング内容に基づく採択方針（事務局案）

- ・ ① 大阪府地域支援人権金融公社
審査委員コメントの課題と期待に対し、非資金的支援の実行可能性、地域の関係者との連携・提携、実行団体の自立に向けた資金面での取り組み等で懸念を払拭しうる具体的な回答が得られた。貸付の実績はあるものの助成実績は無い点を踏まえ、**助成額を減額（半額）⇒採択としたい**
- ・ ② 穴吹キヌエ忠嗣教育基金
解決すべき社会課題が、子ども、障害者、高齢者、産業振興等広範な分野にわたることから他団体と協同・連携の可能性を模索し、事業の具体性を高めることができるかどうかという観点からのヒアリングを実施。前回理事会でも論点となった、当該エリアでの休眠預金等活用事業の普及促進という観点からも継続的にフォローアップを行っていくことが必要と考えられる状況。⇒ **今回は見送りとしたい**
- ・ ③ 全国食支援活動協力会
子ども食堂の持続可能性を高めるための企業支援や公的制度化に向けた取り組み、子ども食堂の活動の多様性を活かしつつ小規模の短所を補い、運営基盤の強化を目指す取り組み等懸念事項に対して具体的で広がりのある回答が得られた。資金分配団体としての適格性について問題はないと判断。⇒ **採択としたい**